

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和3年3月定例会

受 理 番 号	2	受 理 年 月 日	令 和 3 年 2 月 2 2 日
請 願 ・ 陳 情 者	前橋市本町3-9-10 群馬県労働組合会議 議長 五十嵐 弘幸		
紹 介 議 員	加藤 幸子		
付 託 委 員 会	経済建設常任委員会		

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を
求める請願

日頃より働く者の賃金・労働条件の向上、地域経済の活性化にご尽力いただ
いてますことに敬意を表します。

さて、長らく停滞する日本経済にコロナ禍が重なり、とりわけ地域経済は深
刻な事態に直面しています。こうした中で、失業や労働時間削減に追い込まれ
ているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど、最低賃金近傍で働く非正
規雇用労働者です。こうした労働者は、休業・解雇となれば、たちまち生活保
護に頼らざるを得ないという状況に陥ることも少なくありません。また、コロ
ナ感染拡大のもと、医療・介護・保育・学童保育等を必死で支えている医療・
福祉労働者の多くも低賃金で働いている実態があります。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡
大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は派遣切りや不安定雇用の
拡大、賃金を抑制したため、大企業の利益は拡大した一方、働く者の貧困化が
進み、内需を停滞させることになりました。

コロナ禍においても、人間らしい暮らしを取り戻すためには、最低賃金を引
き上げることが重要となっています。また、コロナ禍を乗り越え、日本経済の
真の回復を図るためにも、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高めるこ
とが必要であり、この点からも最低賃金の改善は決定的役割を果たすことにな
ります。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃
金の最も高い東京都は時給1,013円、群馬県は837円、最低の7県は792円で
す。これでは毎日8時間働いても月11万円から14万円の手取りにしかならず、
個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で22
1円もあり、労働者が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、

高齢化と地域経済の疲弊につながっています。最低賃金を全国一律制に是正することと抜本的に引き上げるとは、貧困をなくす点でも、地域経済を守る点でも、今こそ求められています。

全国労働組合総連合が全国各地で行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は、月に22万円から24万円（税込み）との結果が明らかになりました。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円程度が必要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援を抜本的に強化することが不可欠です。国の中小企業予算を増額し、最低賃金引き上げに対する直接的な助成金の支給や、社会保険料の軽減措置などを実施すると共に、下請企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正な取引ルールの確立・指導などが求められます。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることは、地域の中小・零細企業の営業の改善につながり、地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第1条はこの法律の目的として「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資すると共に、国民経済の健全な発展に寄与すること」を規定しています。最低賃金の地域間格差をなくし抜本的に引き上げること、中小企業支援策を拡充することを実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出いただくようお願いします。